

徳島県子ども・子育て支援事業支援計画
(第二期)について

改正の背景

※令和元年6月25日内閣府第43回子ども・子育て会議資料

- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正を行う。
- そのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正を行う。

改正の内容

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。（第三の二3(二)関係）
- 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。（別表第三の三関係）

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。（第三の三2(一)、四5(一)、別表第三の四関係）
 - 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四5(二)関係）

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
- ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。(第三の一六関係)
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二二(一)、(二)(1)関係)
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二二(二)(1)関係)
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三二(三)関係)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四五(四)関係)に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四五(四)関係)
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六三関係)

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二四関係)
- ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。(第三の四三関係)

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

適用期日

令和2年(2020年)4月1日 ※(4)及び幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正は本年10月1日

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)

參考資料

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

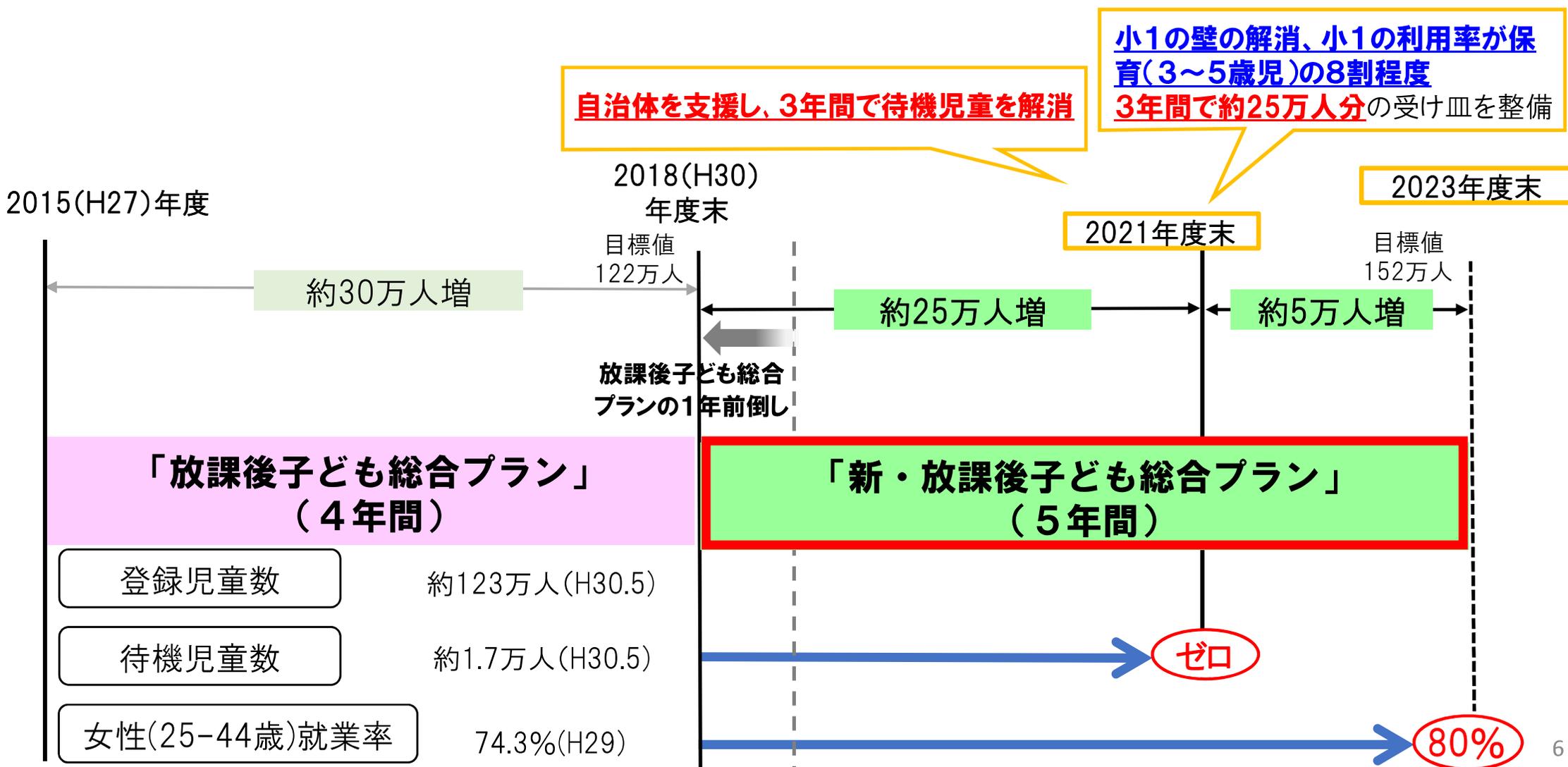
放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



「新・放課後子ども総合プラン」について（通知）（抄）

（平成30年9月14日付け 30文科生第396号子発0914第1号）

3 国全体の目標

- ① 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。
- ② 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、7(2)を参照のこと。）について、引き続き1万か所以上で実施することを目指す。
- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- ④ 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

4 事業計画

(2) 市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③ 放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨ 各放課後児童クラブが、3④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩ 3④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

「第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」策定スケジュール

	時 期	内 容	備 考
令和 元年	7月31日(金)	第17回子ども・子育て会議 ・国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について ・今後の第二期県計画策定スケジュールについて	※国の「基本指針」の動向により、スケジュールは変更になる可能性があります。
	8月頃 国の基本指針(注1)等の改正予定		
	9月～10月	市町村計画の見直し状況を踏まえ、第二期県計画の策定作業	
	10月下旬	第二期県計画の「素案」の作成	
	11月上旬	第18回子ども・子育て会議 ・第二期県計画の「素案」について	
	----- 11月下旬	第二期県計画「素案」を議会に報告	
	12月～1月	第二期県計画「素案」に対するパブリックコメントの実施	
令和 2年	1月下旬	第19回子ども・子育て会議 ・第二期県計画「案」について	
	2月上旬	第二期県計画「案」を議会に報告	
	3月末	第二期県計画の策定	

(注1)「基本指針」は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号)をいう。